

セーブ・ザ・チルドレン まなび・体験ファンド 第4回 Q&A

カテゴリー	質問事項	回答
対象団体	任意団体ですが申請は可能でしょうか。活動は10年ほど実施しています。	法人格を取得していない任意団体も、申請時点よりも前に1年以上の事業実施の実績があれば申請が可能です。
対象団体	今年NPO法人となったのですが、申請は可能でしょうか。	法人化から1年未満でも、それ以前より任意団体として活動しており、活動実績が1年以上あれば申請要件を満たします。
対象団体	法人設立から1年未満のため前年度の財務諸表等の資料がありません。設立間もない法人の場合は何を提出したらよいでしょうか。	直近年度の財務諸表等と事業報告書につきましては、前年度まで決まった書式で作成していなかった場合は、団体内用で作成、あるいは関係者・寄付者・協力者などへ共有した事業報告、会計報告など(ウェブ上の場合はURLでも可)を提出してください。 例えば、ウェブ上の報告ページ、ニュースレター、寄付者・関係者への実施報告・会計報告、団体内の意思決定用にまとめた事業・会計報告の書類、などが考えられます。 事業・会計両方のこれまでの実績が分かるものを提出してください。
対象団体	法人化する前の団体の名前が現在と違って大丈夫でしょうか。	法人格取得前の団体名が違っていても問題ありません。 その場合、申請時の直近年度の書類は、前身団体の事業・会計の状況を示す資料を提出してください。
対象団体	団体のメインの事業は申請事業とは別にあり、その実績は一年以上ありますが、申請事業については十分な実績がない場合でも、申請団体の要件を満たしますか。	今回の申請事業の内容と異なる内容であっても、通常事業の実績が申請時点で1年以上あれば申請要件を満たします。
事業対象者	対象者が10名以下など小規模な事業も対象となりますか。	対象者数の少ない事業も申請可能です。事業の裨益者数の多寡のみで評価をするものではありません。
事業対象者	参加者に一部18歳以上(保護者以外)がいる事業は認められないでしょうか。	事業のうち、子ども(18歳未満)およびその保護者の参加にかかる部分のみに限定して、申請することが可能です。
事業対象者	保護者が体験プログラムのお手伝いとして参加する場合は、助成の対象になりますか。	保護者が運営スタッフとして参加する場合、スタッフにかかる費用として計上可能です。
事業対象者	機会の平等(いかなる状況下にある子どもも平等に、参加の機会があること)が審査基準としてありますが、参加者を公募で募ることは必須でしょうか。	参加者を公募することは必須ではありません。通常事業の対象者に限る形なども可能です。 どのような状況下にある子どもたちが対象となるか、申請書に記入してください。
対象事業	日本の子どもを海外に派遣し、まなぶ事業は対象となりますか。	団体の所在地、参加者募集地域および事業実施地域は日本国内に限っておりますので、対象外となります。
対象事業	イベントで参加者から一定の参加費をいただくことを考えております。ご家庭の経済状況によっては参加が難しくなることも考えられますが、参加費をいただくことは問題ないでしょうか。	参加者からの参加費徴収が必要と考えられる場合は、徴収することは構いません。一方、有料であるために参加をあきらめる子どもや保護者がいないかも考慮いただき、そうした場合の対応(例えば、参加費減免の制度を設けるなど)も併せてご検討ください。
対象事業	7月にキャンプ、8月、9月は別の体験活動を行うなど、助成対象期間中に複数の活動を計画してもよいでしょうか。	一つの事業目的に対して、複数の活動を計画、実施いただいて問題ありません。
対象事業	体験格差のある子どもを対象とした、他団体主催の事業に参加する場合の費用は助成対象になりますか。	他団体と連携した事業でも、活動の目的、役割が本ファンドの目的に合っていれば対象となります。
計画の変更	実施事業の変更はどの程度可能でしょうか。採択後に日程や場所の変更は可能でしょうか。	天候や施設予約の都合などにより、計画どおりの場所や会場が日時を変更する、会議室を近隣の別の場所に変更する、といった程度の変更は可能です。一方、事業の実施内容や会場を計画と全く異なるものに変える、予算内訳も大きく変更する、といった場合は、できるだけ早期に当ファンド事務局までご相談ください。
計画の変更	公共施設の利用を予定しています。施設予約が3カ月前からなので、予約できなかった場合、予定の施設、金額から少し変更することが考えられますが大丈夫でしょうか。	変更は可能です。予算書では考え得る最大額のパターンで計上してください。その際、内容欄に「※予約前、未確定」などと注記してください。
予算-収入	この申請と同時並行で、申請中、未確定のほかの助成金や補助金がある場合、金額の記載はどのようにしたらよいですか。	当ファンドへの申請額は、申請したい最大額で記入してください。本ファンドで採択となり、かつほかの助成なども採択となって本ファンド助成金の希望額を減らしたい場合は事務局へご連絡ください。減額などの調整をいたします。同時申請中のほかの助成金、補助金については「※申請中、未確定」などと補記してください。

予算-収入	支出においては消費税はかかりますが、収入においては消費税は含まれますか。	収入の部には参加者からの参加費、寄付金などの団体自己資金、ほかの助成金、補助金などを記入しますが、収入、支出ともに、税金分を含んで計上いただけます。
予算-支出	野外宿泊活動で、旅行業法上の旅行にあたるため、旅行会社を介すると旅行手数料が発生します。旅行手数料は助成対象となりますか。	事業実施に必要な費用となりますので、助成対象になります。
予算-支出	子どもからの意見をきいて実施したいプログラムについて、経費が概算となりますが大丈夫ですか。	概算でも可です。申請時点で可能な限りで、想定される活動内容を記入し、また予算額は最大額としてください。
予算-支出	専門技術をもつスタッフに支払う場合でも、外注する場合との相見積もりが必要ですか。	同等の専門技術を持つ依頼先がほかにあり得る場合は、相見積もりを提出してください。予定の依頼先以外で該当の技術を持つ依頼先がない、あるいは子どもと接する活動において適格な先がほかに考えられない、といった場合は、その旨を「見積書の取得状況について」欄に記入してください。
予算-支出	消耗品と備品の金額上の区分はありますか。	概ね、一般的な基準である10万円を基準に区別してください。ただし団体の会計業務において特に基準を定めている場合は、その基準に従ってください。
予算-支出	自然体験活動に使用するテントやシュラフなどは、購入できますか。	事業の実施に必要な備品であれば計上してください。ただし大型・高価な備品・什器などの計上については、内容や理由の詳細を本ファンド事務局より確認することがあります。
予算-支出	現金直接給付が対象外とのことですが、実施場所への子どもたちの交通費も対象外でしょうか。また当日に参加者の子ども達にお弁当を支給します。そういった飲食代は対象になりますか。	事業実施地までの交通費や事業実施中の弁当は助成対象となります。
予算-支出	参加者の交通費についても申請できるとのことですが、参加する親子にイベント会場までの交通費を支払うということでしょうか。	交通費は、立替払いの精算で現金を渡す場合も計上できます。イベントなどの会場までの交通費も助成対象となります。ただし領収書など、支払先個人の受領を示す証拠が必要となりますので、領収書などの徴求をお願いします。交通費支給は必須とするものではありませんが、子どもや保護者がより参加しやすくなる方法として必要と考えられる場合は、計上してください。
予算-支出	対象となる経費の、それぞれの費目の上限額はありますか。特に人件費が高くなる見込みです。	いずれの費目や用途についても、上限額は設けておりません。
予算-支出	実施後に収入の方が上回った場合は差額精算(返金)となりますか。	精算時に残金が出た場合は返金となります。50万円で申請し契約していても、最終精算で50万円を下回った場合は差額返金となります。
審査基準	今年度採択された場合、次年度以降も継続的に採択されることはありますか。	本ファンドでは、2回以上の連続採択などに関する条件は設けておりません。募集の回毎に、申請全件を審査基準に従って平等に審査します。
提出書類	定款や財務諸表等の提出はPDF形式でよろしいでしょうか。	原則PDFで提出してください。それ以外のファイル形式のみで提出可能な場合は、可能な形式で提出してください。
提出書類	財務諸表ですが、昨年度分の確定が今回の申請期間には間に合いません。その際は一昨年度のものを提出してよいでしょうか。	直近年度の書類が確定していない場合は、その前年度の書類を提出してください。
子どものセーフガーディング研修	セーフガーディング研修を実施している意味を教えてください。	残念ながら、本来子どもを守るべき立場の大人たちによって安全や信頼が損なわれ、子どもの権利が侵害されるといった出来事が起きています。セーブ・ザ・チルドレンでは、関係者一人ひとりが子どもと適切な関係性を築くことを目指し、セーフガーディングの取り組みを重視しています。助成事業においても同様に、子どもとの適切な関わりと安全な活動空間を保障することは子ども支援団体の大切な役割と考えています。そのため、助成先団体の皆さまに子どものセーフガーディング行動規範の誓約書の提出、および研修の受講をしていただき、安心・安全な活動と運営に向けた取り組みを支援したいと考えています。
子どものセーフガーディング研修	セーフガーディング研修の時間数や団体からの参加者数について教えてください。	6月下旬～7月初旬に、2時間程度でオンラインにて実施予定です。日時は参加対象団体と調整の上、決定いたします。採択決定した団体の代表者と事業担当者は原則参加必須となります。参加人数に制限はありません。
子どものセーフガーディング研修	セーフガーディング研修の場所と交通費は団体で負担するのでしょうか。	セーフガーディング研修はオンライン実施のため、会場(会場代)や交通費は発生しません。また参加料も無料です。
子どものセーフガーディング研修	セーフガーディング研修は、アーカイブ視聴での参加でもよいですか。	採択決定した団体の代表者と事業担当者は原則参加必須でお願いいたします。ただしどうしても都合がつかない場合は、録画視聴・誓約書の別途提出などの方法を用意する予定です。
子ども参加	重度障害児を対象とした活動を行う場合、自分の意思を言葉で伝えることが難しく、参加意思の決定は保護者が決定権を持つ場合があると思います。その場合「子どもの参加」はどのように考えたらよいでしょうか。言葉での意思疎通は難しくても、表情などで読みとることも可能ですが、それも子ども参加と言えるでしょうか。	子どもの意見表明や意思表示は言葉による表現に限りません。表情や声、行動など、障害などの状況に応じて子どもからの意思表示を受け取るという形で子ども参加が実現できている事業例も過去にありました。また、保護者を通じた確認を併せて行うことももちろん大切だと思います。それぞれの子どもの状況に応じた、子ども参加のあり方をご検討ください。